

事務連絡
令和2年5月11日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目
一部変更のお知らせ（その4）

感染症指定医療機関等における個人防護具（PPE）等の医療用物資の備蓄見通しや想定消費量については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和2年3月26日付け健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号）により、病院の医療提供状況等については、厚生労働省・内閣官房IT総合戦略室医療機関調査事務局（厚生労働省において委託する団体）から、貴管内の医療機関に対して直接調査をしているところです。

この度、別添1のとおり「医療機関 週次調査シート 兼 医療物資緊急配布調査シート」の一部変更を行いました。

「フェイスシールド」と「アイソレーションガウン」の項目に「国からの医療用物資の緊急配布を希望するか」のチェック欄を追加しました。希望する場合はご回答いただくようお願いいたします。

また、これまでの様式では、手袋について「検診用手袋」と「サージカル手袋」に分類しておりましたが、実態をより正確に把握する観点から、「非滅菌手袋」と「滅菌手袋」に見直すこととしました。回答単位についても、現場の実態を踏まえ、「非滅菌手袋」は「枚」で、「滅菌手袋」は「双」（2枚を1双とする。）とすることとしました。

加えて、「医療機関における医療用物資の緊急時への対応について」（令和2年4月24日事務連絡）に基づき、国又は都道府県から医療用物資の緊急配布を受けるためには、WEB調査への回答が必須となります。

このため、貴管内の病院だけでなく、新規に新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う診療所及びPCR検査のための検体採取を行う診療所等（いずれも今後実施する予定の場合を含む。）も含め、確実にWEB調査にご回答いただくよう、別添2の「厚生労働省から医療機関への依頼文書」を配付する等の対応をお願いいたします。

なお、緊急配布を適切に行う観点から、「国からの医療用物資の緊急配布を希望するか」のチェック欄に、「都道府県と連携して配布の有無や配布量を確認させていただきま

す」旨の説明を追記しております。

新規でWEB 調査等に回答いただく診療所等については、まずは別添3の登録シートで登録いただくよう周知をお願いいたします。